

法令および定款に基づく インターネット開示事項

会社の支配に関する基本方針 連結注記表 個別注記表

(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)

株式会社アシックス

事業報告の会社の支配に関する基本方針、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asics.com/jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社および当社グループは、スポーツを核とした事業領域で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおり、そのために幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年（昭和24年）に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年（昭和52年）に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社および当社グループは、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等を、国内および海外で製造販売しております。そして、長年トップアスリートのニーズに応じてきた技術力とものづくりへのこだわりや海外でのシューズを中心としたランニング事業における高いブランドイメージを基盤として、2015年度までの中期経営計画「アシックス・グロス・ブラン（AGP）2015」を発表し、その最終年度である2015年度（平成27年度）に、売上高4,000億円以上、営業利益率10%以上、ROE 15%以上、ROA 8%以上を目指しております。「スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとして定め、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、製品戦略：「革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合」、組織戦略：「グローバル組織の構築」をそれぞれ進め、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

当社および当社グループは、「グループ全体で、お客様起点の活動を徹底する」を基本方針とし、今後も中長期的な視野に立ち、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成26年6月19日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりであります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模買付者による当社および当社グループの従業員、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針や当社グループの経営に参画したときの経営方針・事業計画等が、当社の企業価値・株主共同の利益を高めるものか等を当社株主に短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考え、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に当社株主の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであると考えます。

また、当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立委員会からの勧告や外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成して公表いたします。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否を検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の取得と検討の機会を得られることとなります。

当社取締役会は、上記の見解を具現化した一定の合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの骨子は、①大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対し、予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、③大規模買付者は、当該評価期間経過後に大規模買付行為を開始するというものであり、その概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主に公表します。なお、当社取締役会は、必要に応じて情報提供の期限（意向表明書受領から60日を上限とします。）を設定しますが、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、その期限を延長することができるものとします。

(ii) 当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。取締役会評価期間の終了までに、取締役会が評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案をなしえないときは、合理的な範囲内において取締役会評価期間を延長することができるものとしますが、その場合でも取締役会評価期間は最長120日までとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合は、延長する理由、延長期間等を開示いたします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、取締役会から独立した組織の独立委員会に必ず諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から取締役会評価期間の期間内に速やかに相当と認める範囲内での対抗措置の発動または不発動について決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合は、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗

措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した社外役員等によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、その後の株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることになります。さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 48社

- ・主要な連結子会社の名称

事業報告の「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称

亜瑟士商事股份有限公司

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等

- ・主要な会社等の名称

亜瑟士商事股份有限公司

- ・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

前連結会計年度に連結子会社でありましたアシックスビジネスエキスパート株式会社は、平成26年7月25日付で清算終了したため、上記連結子会社の数に含んでおりませんが、清算終了までの損益計算書については連結しております。

平成26年10月1日付で福井アシックス工業株式会社を存続会社とする吸収合併によりアシックスアパレル工業株式会社を連結の範囲から除いております。また、同日付で福井アシックス工業株式会社からアシックスアパレル工業株式会社に商号を変更いたしました。

4. 連結決算日の変更に関する事項

当連結会計年度より、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は、決算日を12月31日に変更し、同時に連結決算日を3月31日から12月31日に変更しております。この結果、当社およびすべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。この変更は、決算期を統一することにより適時・適切な経営情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図るためであります。この変更に伴い、当連結会計年度につきましては、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間、決算日が12月31日の連結子会社は平成26年1月1日から平成26年12月31日までの12ヶ月間を連結する変則的な決算となっております。

なお、従前からの決算日が12月31日の連結子会社における平成26年1月1日から平成26年3月31日までの損益につきましては、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、同期間の売上高は72,980百万円、営業利益は11,864百万円、経常利益は11,902百万円、税金等調整前当期純利益は11,903百万円であります。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

6. 会計処理基準に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

当社および国内連結子会社は、定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法

在外連結子会社は、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・3年～50年

機械装置及び運搬具・・・2年～14年

工具、器具及び備品・・・2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

また、企業結合によって資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものには販売権、顧客基盤およびブランドがあり、償却年数は5年～24年であります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(ハ) 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することとしております。

(2) 返品調整引当金

商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異につきましては、15年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

(3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ホ) 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引）

②ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社グループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

(ヘ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(ト) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が367百万円減少、退職給付に係る負債が713百万円減少し、利益剰余金が222百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

39,106百万円

連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	199,962,991	—	—	199,962,991

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末の株式数 (株)
普通株式	10,137,988	2,837	30	10,140,795

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,837株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月19日 定時株主総会	普通株式	3,227	17	平成26年3月31日	平成26年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	4,460	利益剰余金	23.5	平成26年12月31日	平成27年3月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社および当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金、社債および新株予約権付社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日および償還日は決算日後5年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクを有しておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「6. 会計処理基準に関する事項（ホ）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

運用目的の債券は、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、且つ格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社および当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行および管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高および運用の管理を行っております。

また取引の内容等につきましては、適宜担当執行役員より常務会に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	54,887	54,887	—
(2) 受取手形及び売掛金	80,991		
貸倒引当金(*1)	△3,898		
	77,092	77,092	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	13,084	13,084	—
資産計	145,064	145,064	—
(1) 支払手形及び買掛金	27,263	27,263	—
(2) 短期借入金	15,414	15,414	—
(3) 社債	16,000	16,182	182
(4) 新株予約権付社債	30,125	36,481	6,356
(5) 長期借入金	8,590	8,564	△25
負債計	97,392	103,906	6,513
デリバティブ取引(*2)	20,976	20,976	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、これらはその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,107	5,159	3,948
	(2) 債券			
	社債	91	90	1
	(3) その他	2,210	1,619	590
	小計	11,409	6,869	4,540
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	80	85	△5
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	1,594	1,594	—
	小計	1,674	1,679	△5
合計		13,084	8,549	4,535

② 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	316	171	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	316	171	—

③ 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法を採用しております。

(4) 新株予約権付社債

これらの時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法を採用しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	22	-	2	2
	中国元	21	-	2	2
合計		44	-	5	5

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨オプション取引				
	売建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	1,925	825	122
	ユーロ	売掛金（予定取引）	204	—	0
	ボンド	売掛金（予定取引）	124	—	—
	買建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	1,925	825	188
	ユーロ	売掛金（予定取引）	272	—	△16
	ボンド	売掛金（予定取引）	127	—	△20
	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金（予定取引）	13	—	△0
	ユーロ	売掛金（予定取引）	2,571	—	△121
	ボンド	売掛金（予定取引）	11,676	4,863	△937
	日本円	売掛金（予定取引）	502	—	1
為替予約等の振当処理	ノルウェークローネ	売掛金（予定取引）	940	—	44
	デンマークローネ	売掛金（予定取引）	691	—	△18
	買建				
	米ドル	買掛金（予定取引）	175,351	86,485	21,730
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	118	—	(*)
為替予約等の振当処理	買建				
	米ドル	買掛金	874	—	(*)
合計			197,320	92,999	20,970

(*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

② 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,400	2,400	(*)
合計			2,400	2,400	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。詳細につきましては、「(5)長期借入金」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	169

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	54,887	—	—	—
受取手形及び売掛金	80,991	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	90	—
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	500	—	—	—
合計	136,379	—	90	—

なお、前連結会計年度末において償還予定10年超として表示しておりましたその他有価証券100百万円は、期限前終了条件を充足したため、当連結会計年度に償還されております。

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	15,414	—	—	—	—	—
社債	—	11,000	5,000	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	30,000	—
長期借入金	—	3,040	1,550	4,000	—	—
リース債務	617	528	407	268	161	2,889
合計	16,031	14,569	6,957	4,268	30,161	2,889

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,058円94銭
2. 1株当たり当期純利益	117円40銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	110円91銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法、ただし、債券につきましては償却原
価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法
なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定
の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、
当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異につきましては、15年による按分額を費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数
による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社は、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引につきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る会計基準変更時差異の未処理額、未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

6. 決算日の変更にに関する事項

当社は決算日を3月31日としておりましたが、決算期を統一することにより適時・適切な経営情報の開示を徹底し、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図るため、決算日を12月31日に変更しております。この変更に伴い、当事業年度につきましては、平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。

7. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が95百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,965百万円
2. 保証債務

子会社の金融機関取引およびオペレーティング・リース取引に対し、保証を行っております。

金融機関取引に対する債務保証

アシックスアメリカコーポレーション	10,994百万円
アシックスヨーロッパB.V.	2,138百万円
アシックスコリアコーポレーション	1,206百万円
アシックスオセアニアPTY. LTD.	6百万円
合 計	14,345百万円
オペレーティング・リース取引に対する債務保証	
アシックスアメリカコーポレーション	4,121百万円
アシックスオセアニアPTY. LTD.	370百万円
合 計	4,491百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	14,555百万円
短期金銭債務	9,454百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

営 業 収 益	18,975百万円
そ の 他 の 営 業 取 引 高	994百万円
営 業 取 引 以 外 の 取 引 高	3,279百万円

2. 減損損失

減損損失は、北陸配送センター建物等の減損によるものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数 (株)	当事業年度増加 株 式 数 (株)	当事業年度減少 株 式 数 (株)	当事業年度末の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	10,137,988	2,837	30	10,140,795

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,837株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損失	1,975百万円
関係会社出資金評価損失	1,708百万円
貸倒引当金	32百万円
退職給付引当金	2,043百万円
組織再編に伴う関係会社株式	7,004百万円
その他	987百万円
繰延税金資産小計	13,752百万円
評価性引当額	△11,240百万円
繰延税金資産合計	2,512百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,004百万円
固定資産圧縮積立金	722百万円
その他	67百万円
繰延税金負債合計	1,794百万円

差引：繰延税金資産純額 717百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	268百万円
固定資産－繰延税金資産	449百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6%
海外子会社配当金益金不算入額	△4.9%
評価性引当額の増減	0.0%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
子会社	アシックスジャパン株式会社	所有 直接100.0	ロイヤルティ等の 受取、輸入代 行、役員の兼任	ロイヤルティ等	3,919	売掛金	362
				輸入代行	13,966	未収入金	6,881
				資金の預り 利息の受取 利息の支払	- 20 1	預り金	1,261
子会社	アシックス販売株式会社	所有 間接100.0	ロイヤルティ等の 受取、役員の 兼任	ロイヤルティ等	1,711	売掛金	197
				資金の預り 利息の受取 利息の支払	- 0 1	預り金	177
				資金の貸付 利息の受取	- 22	関係会社短 期貸付金	1,749
子会社	アシックスキャピタル株式会社	所有 直接100.0	当社グループの 支払に関するフ ァクタリング業 務、役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	- 22	関係会社短 期貸付金	1,749
子会社	アシックス商事株式会社	所有 直接100.0	ロイヤルティの 受取、業務委託 手数料の支払、 役員の兼任	資金の預り 利息の支払	- 2	預り金	4,030
子会社	アシックスアメリカコーポレーション	所有 直接100.0	ロイヤルティ等の 受取、役員の 兼任	ロイヤルティ等	6,279	売掛金	2,136
				資金の貸付 資金の回収 利息の受取	11,121 5,911 123	関係会社短 期貸付金 関係会社長 期貸付金	6,026 6,629
				債務保証	15,116	—	—
				ロイヤルティ等	4,665	売掛金	1,117
子会社	アシックスヨーロッパV.	所有 直接100.0	ロイヤルティ等の 受取、役員の 兼任	資金の貸付 利息の受取	3,596 13	関係会社短 期貸付金	3,810
				債務保証	2,138	—	—
				ロイヤルティ等	4,665	売掛金	1,117
子会社	アシックスコリアコーポレーション	所有 直接88.5	ロイヤルティ等の 受取、役員の 兼任	債務保証	1,206	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記の営業取引条件は、一般取引先と同様の決定方針に基づき決定しております。
- (2) 日本地域の子会社に対する資金の貸付および預りににつきましては、当社が資金の一元管理を行っております。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載しており、取引金額には利息の受取額および支払額を記載しております。
- (3) 利息の受取および支払につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。
- (4) 保証債務は、金融機関取引に関するものであります。

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	341円72銭
2. 1株当たり当期純利益	35円00銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。